令和2年 第3回臨時教育委員会会議録 令和2年4月7日(火)

第3回臨時教育委員会 会議録

日 時 令和2年4月7日(火)(午前11時15分から)

場 所 甲州市役所2階 第2会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

 教 育 長 保 坂 一 仁 職 務 代 理 荻 原 浩 洋

 委 員 矢 崎 秀 明 委 員 石 川 順 子

 委 員 永 田 清 一

一 欠席した委員は次のとおりである。 (なし)

一 出席した者は次のとおりである。

河 村 教育総務課長 雨宮邦彦 教育総務課し 敬 生涯学習課長 学 生涯学習課L 武 井 一 弘 辻 文 化 財 課 長 飯 島 文化財課L 廣瀬勝正 泉 指 導 主 事 小 椋 規 雄 教育総務課L 高 石 宏 満

- 一 欠席した者は次のとおりである。事 務 担 当 窪 川 はづき
- 一 会議に付された案件は次のとおりである。日程第1 新型コロナウイルス感染症対策について

教育総務課L ただいまから、甲州市教育委員会第3回臨時教育委員会を開催いたします。 教育長よりあいさつをお願いいたします。

教育長

教育委員の先生方、本当に急な集まり、招集をかけたところ全員参加というようなことで本当にありがとうございます。今日、神金小学校の入学式に行ってまいりました。5名の女の子ばかりではありますけれども、非常に今までの意識と違う1年生、しっかりしていたというような、しっかり人の話を聞いたり先生の指示に従って、元気な姿を見て、非常に子どものいる学校というのは本当に活気があっていいなということを感じたところです。5日に臨時の校長会を開きまして、急遽入学式の在り方をこうしたというようなことで、教育委員の先生方には大変ご迷惑をおかけしましたけれど、ぜひ緊急の対応というようなことでお礼申し上げたいと思います。本日はコロナウイルスの関係の情報交換をですね、また出ておりますのでその辺で、甲州市としてこれから方向性を定めてやっていきたいというふうに思います。とは言っても、毎回毎回こういう形で教育委員会を開くのはなかなか難しいことですので、細かいことについては私共対応したいと思います。休校の措置、或いは流れが大きく変わるような議案について、また先生方にもお話ししてですね、ご協力を賜り、道を示したいと思います。そんなことでぜひよろしくお願いいたします。

教育総務課L

ありがとうございました。次に議事に入らせていただきます。議長につきましては会議規則第 7条の規定によりまして、教育長にお願いをいたします。

教育長

それでは、日程第1 新型コロナウイルス感染症対策についてということで、まず甲州教総第 7号4月6日付けになるかと思いますけれどご覧いただきたいと思います。教育委員会として コロナウイルスに対する家庭での対策についてですね、加筆したところでありますけれど、こ の基本はこの文書にも書いてありますように、文科省並びに県の教育委員会からの対策につい てを思っていこうということで、2つの事項を徹底していただきたいということで、協力をお 願いしたところであります。今日挨拶文にはいれたということです。ご存じのように基本的な ことでありますけれども、手洗いうがいを徹底すること。不要不急の外出を自粛すること。3 密といわれている状況をですね、避けること。そうような内容についてですね、大きなイベン トとかそういう交流を避けるようにするということ。それからその先書いてありますように、 急な対応をお願いする場合は、そんなことでご理解をいただきたいというふうに書いてありま す。これを入学式の冒頭と同時にこれをお話ししたところであります。そんなことでよろしく お願いしたいと思います。あと、資料としては今日からの感染症に対するメッセージ、それか ら知事からの記者会見での様子、それから知事からのメッセージということであります。それ から資料として、文科省から発出しているもの、これについていろいろあると思いますけれど、 これが最新のものであって、特に7頁、ここの中に最近親が非常に危険であるので休ませたい という相談事例が、また後程担当から話があるかと思いますけれど、非常に文科省でも迷って いるところがあるようなんですけれども、合理的な理由がある場合には校長に話をして出席停 止ということができるということ、そういうものであったり、医療的なケアを必要とする児童 生徒、疾患等がある生徒はリスクが高いので、ドクターと相談のうえ学校が判断するというよ うなことになっています。うちの学区でもこのようなことで、明日から学校を休ませたいとい う親も今でているところであります。でその休みの対応。それから29頁、冒頭48の4月1 日の専門家会議で感染確認地域において想定される対応として、室内で50人以上集まる集会、 イベントの参加は控えることが挙げられている。学校は50人以上集まることが日常的におい て考えられるが、臨時休校しなくてもよいですかというこういう質問。これも保護者からきて おります。そういうなかでの回答ではありますけれども、4月1日の専門家会議において現時 点では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていないと考えられていると

報告をされています。また、学校においては万全の感染症対策を講じ、3つの条件が同時に重なる場を避けることを徹底していただくこととします。こうしたことを前提に、50人以上が集まることを理由に臨時休業を実施している必要はないと言っています。これに従って今学校をですね、再開をしている、そういう文科省からのこれで現在うちは明日からひととおりやる。ただ時間短縮のために早く帰してやっています。山梨市については、明日から給食なしで3時間で返す。笛吹市については給食を食べて帰す、そういう峡東3市の足並みはちょっと揃っていない状況です。そんなところが現在の状況ですけれど、これ以外でまた担当の方で、課長から何かありますか。

教育総務課長

私のほうから、4月以降ですね授業を通常どおり行うということのなかで、市民の皆さんから 要望であったり、再開についてというような形でメール又は電話というところでの内容を、話 をさせていただきました。教育委員会あてにメールが4件、内容につきましては、休業期間延 長の要望が3件、これは匿名でございます。休業期間延長についての欠席の取り扱いについて が1件でございます。これは塩山南小学校の保護者のかたから要望というかたちできておりま す。学校への電話が1件、こちら祝小学校4月6日ですけれども近隣の住民のかた、苗字のみ 名乗っています。学校再開の状況の確認、児童から高齢者への感染防止のための休業の要望と いうことです。こちらについては校長先生が対応してご理解はいただいているということでご ざいます。1件ですね、自分の住所氏名を入れているなかで要望がございました。これについ て河村リーダーのほうから。

河村L

それでは、今課長のほうから説明がありました、休業期間延長により欠席の取り扱いについて ということで、塩山南小学校の保護者のかたにつきましては、実名で「新型コロナウイルス感 染症に対する甲州市の学校再開についての要望書」ということで、メール見て収受させていた だきました。で、今日委員さんの皆さんのお手元には配布してはいないのですけれども、内容 につきましては、まず登校についてで、ウイルスが理由であれば欠席扱いとなるとのですが、 欠席扱いどまりでは躊躇する保護者もいます。自由登校、もしくはインフルエンザの時のよう な出席扱いとすることはできないか、ということでございます。で4月1日の国からのガイド ラインで欠席扱いということで、先程教育長のほうから話がありました27頁の、4月6日に でましたQ&Aのほうでは、やはり文科省のほうに欠席扱いについてはいかがなものかという ことが非常に言われているということで、保護者が考える合理的な理由があると校長が判断す る場合には、欠席とはしない場合もありうると考えがでております。どちらからの回答につき ましても、国から明確な指針がでた場合、インフルエンザ感染症と同じ扱いを検討していると いうような回答をさせていただきました。学校再開にあたり、PTAなど保護者へのヒアリン グは行ったのか、マチコミなどを使って意識調査などを行わないのかというような要望につき ましては、学校再開の決定につきましては、国・県の状況が日々変化しております。保護者の 意見は非常に重要と認識しておりますが、他市町村の動向を踏まえ対応していきたいという回 答をさせていただきました。それから子ども達の環境についてということで、先生や出入り業 者についてPCR検査を行わないのかというような疑問もきましたが、教職員については毎朝 検温を実施して体調管理に努めていると。PCR検査につきましては、国の指示のもと各保健 所が対応していると。本市の教職員については体調不良の報告はない、ということで、もし37.5 度以上の発熱の場合、自宅待機、各保健所と連携して検査するか否かの判断をするということ も回答させていただいております。で、出入り業者等につきましては、なるべき接触を避け職 員室ではなく屋外で対応をするように校長会をとおして指示をしております。で、オンライン 授業の環境整備は行わないのか、他市町村、まあ大きい自治体では今オンラインの Wi-Fi 環境 が整備され、遠隔で授業をしているなんていう報道もされていますので、これについても要望

がありましたが、本市においては残念ながらオンライン授業の環境は整っておりませんので、 本年度市内18校のWi-Fi環境の整備と事業がございます。そちらをもってですね、そういっ た環境が整えられるという情報提供と、令和5年度までには一人一台タブレット端末を文科省 の主導で配布するというような回答をさせていただきました。それから判断基準についてでご ざいます。今回の学校再開を決めた定量的な根拠はなにかという質問がございますが、国の専 門家会議においても、学校の一斉休校だけを取り出して「まん延防止」に向けた定量的な効果 を判断することは困難という見解が4月1日の段階ででておりますので、その見解を使いさせ ていただきました。本市としましては、県内第1例目の感染者が峡東地域で出て以来、感染者 が出ていないことを鑑み、「感染状況が拡大している地域」には当てはまらないということで 再開するということの判断をさせていただいたと説明をさせていただきました。再び休校とな る場合の定量的な根拠はなにになるのかということのご質問については、新型コロナウイルス 感染症のレベルが日々変化していると。国の緊急事態宣言、又は県知事からの要請に基づき、 都度判断していくということで回答させていただきました。で、市内の学校でクラスター感染 した場合の対応はなにを想定されているか、ということなんですが、国の対応に準拠して教育 委員会としては検討していきたいという回答をさせていただきました。で、学校の休校や再開 など今後も含めた各種決定会議の構成員また責任者、緊急の場合でのやり取りとか、そういっ たことにつきましても要望がきましたので、市長を本部長とする「甲州市新型コロナウイルス 対策本部」、また学校の休校等の対応につきましては、議会で承認された今集まっていただい ております教育委員による教育委員会が決定機関になる。対策本部及び教育委員会の議事録は 公開が可能。また、現場の意見、保護者の意見を聞く機関として校長会があるということを回 答させていただきました。保護者のかたなんですが、これまでの常識に囚われない柔軟な対応 をしていただきたいということの要望のなかで、教育委員会としても国・県の動向を踏まえ、 対策本部の指示を仰ぎ、校長会を通して学校現場の意見を吸い上げて、教育委員会としての方 向を出していくと、ということでご理解とご協力をお願いしたいということでご説明をさせて いただきました。以上でございます。

教育長

あと学校関係で指導主事からありますか。

指導主事

はい。自分のほうからは、当面授業再開、給食を再開されるということで、細かいところをまとめ学校のほうへ発出させていただければと思っています。まず授業の再開につきましては、密接な接触を避けるというふうなことで、体育の面ではできるだけ体の接触をさける内容を取り扱うですとか、音楽などは合唱の活動は避けて演奏ですとか鑑賞の活動をとり入れていただくようなことを含めたものです。給食再開については、手洗いからいただきますまでの流れとしまして、細かいことですが、いただきますの後でマスクをはずすことですとか、うがい手洗いの後に着替えをさせるとかっていう細かな指示があるかな、なんていうふうに思っています。食事前に机上の消毒をしたり、前向き給食を徹底させたり、できるだけ最初に配膳を全て完了させて、おかわりはできるだけ避けたりとかっていうことを考えております。また、学習面について心配されている保護者のかたも多かったですので、今後そういったことになってはいけないのですが、もし休業等が考えられる場合には、予め復習プリント集ですとか自学の取り組み例などを学校のほうで作成していただけるようお願いをしておいたり、文科省や総合教育センターのほうで学びのサイトが紹介されてますので、そんなことを案内していただけるようなことを発出したいなというふうに思っています。以上です。

教育長

高石リーダーなにかありますか。

教育総務課L

先程の資料についてご説明させていただきます。先程山梨県新型コロナウイルス感染拡大防止 に伴う注意喚起というチラシ、ホームページから印刷しておりますので非常に見にくいものと

なっておりますが、本日現段階で山梨県の発症事例について、県のほうでもホームページで注 意喚起等を出しているものについては、14例目までとなっております。2頁目を見ていただ きまして、中段一番下の小見出しになります。県内で確認された患者の生活圏に住まわれるか たということで、県のほうから特に注意喚起を申し出る部分がございます。14例目の南アル プス市、13例目では南アルプス市と甲斐市、12例目では南アルプス市と中央市。県内10 例目11例目で南アルプス市。県内5例目に発症したかたに関して甲府市、韮崎市、南アルプ ス市、中央市というかたちで県のほうから注意喚起が呼びかけられております。なお、1例目 として甲州市生活圏に入っていたかたにつきましては、既に喚起をされている状況もあってか、 注意喚起をする地域からは解除されているような状況となっております。引き続きまして、4 月6日付けの資料のほうをお願いいたします。こちらがですね、Q&Aとガイドラインになっ ておりまして、一番後ろの頁を見ていただければと思います。参考資料ということで載せてあ ります、感染者がいない学校を含めた地域一斉の臨時休業の考え方といたしまして、地域にお ける新規感染者数や感染経路が明らかでない患者数が急増したいわゆる感染拡大警戒地域に 指定された段階からその後、感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避 けるための取組、行動変容を徹底し、自治体首長等による外出自粛要請、集会・イベント・会 食などの行動制限メッセージを発信した後、いずれその後臨時休業について検討していくとい うような段階と、ガイドラインの中ではこういった形でいろんなことを決定していくようにと いうことででております。また、28頁をお願いいたします。先程教育長のほうから問48、 右側の頁のご説明がありましたが、左側問47という形で臨時休業に実施する考え方という形 で文科省からひとつの考え方がでておりまして、現時点では各地域を感染拡大警戒地域、感染 確認地域、感染未確認地域にまずは区分をしたなかで、様々なことを取り組んでいくという検 討または協議を行っていくというような形でなっております。以上で、資料の説明とさせてい ただきました。

教育長

となるとうちの場合には、感染未確認地域ということでいいんですね。

教育総務課L

はい、おそらく。か、ただ一連発生しているという感染確認地域もしくは感染未確認地域とい うことで、拡大警戒地域ではまだないのではないかというふうに思います。

教育長

それでは、生涯学習・文化財課もあるのですけれども、まずここまでで学校教育に関して検討したいと思いますけれども、みんなこのような状況だということで、明日からの授業の再開、今日もやっているところもあるのですけれどもご意見いただきたいと思います

永田委員

はい。峡東3地域がそれぞれの対応が全部違うということで、全部違ったんですね3地域ね。それはそれで私はいいと思います。ということは、状況背景が違うわけだから、あそこもやったからうちもなんていうやり方はちょっと違うと思う。それはそこへ行ってみたからこそわかる地域の現実現状に一見して取り上げる。、そこが前提にないと仮に、仮にここに発生したとしても、そういう判断をする根拠というのかな、それがはっきりしたほうがいい。ちょっと中途半端なやり方で実施して、仮にそこに発生した場合にはもう言い訳言い訳言い訳で、要するに逃げているようにしか思えない、ということがおそらくありますので、そういう時は、うちはこうだからこういう現状のなかでこう決定しました、こう決定してしかし、決定のなかに子どもに守らせることについてはこれとこれとこれは徹底している。それから環境としては3密をつくることは絶対だめだよと。マスクは絶えずうがい手洗いはきちんとやることですよ、とかっていうそういう3段階くらいになるのかなあ、そういうふうなことがはっきり明確化されていることが大事だし、そういう対応をこれからもしていこうという考えのほうが私は正論だと思いました。

教育長

ありがとうございました。その他、はい、石川委員。

石川委員

先程ここに来るときに、南小の子ども達がちょうど帰るところだったんですけれども、3人寄り一緒に、やっぱり話をしながら帰るんだけれど、1人その子マスクをしていない子がいて、そこの下校時のこともちょっと先生のほうからですね、子ども達としゃべるならばマスクをすること、ちょっと距離をおくこととか、ちょっと細かいようですけれども、下校時登校時ということもちゃんとしたほうがいいかなと思います。

教育長

本当に大事なことだと思いましたので、指導主事が先程言った授業の進め方であったり給食の配膳のこと、本当に細かいことなんですけれども、なかなかその細かいことが一般論では言われてるんだけれども、やはり今現実的にはマスクをしない子がいたり、帰りながらも接触しているような状況が多いというようなことで、そのへんをまた指導主事のほうでまとめていただいて、学校のほうへ伝えてほしいなというふうに思います。その他ございますか。

永田委員

ちょっといいですか。石川委員の伝えてくれたそういうところを、きちっとさせるというのは すごく大事だと思います。それはこういう状況だからこそ、何をしなければいけないかという ことを、まさに基本的なルール或いは自分を守るためのそういうノウハウを身につける絶好の 機会だと、ある意味では。そうであれば事細かに指示する、もうやっかいだなと言われるくら い言ってもいいと思います。ただ実行させる場合にはきちっとする、99パーセントではだめ。 100パーセントってくらいの気持ちで実行させる。そのことが、その結果としてもしクリア できれば、見てごらんあれで良かったんだよということになる。こっちのほうを狙いたい。狙 いたいっていうかそうなることを期待してさせる。事細かに指示する。やってやりすぎはない と思います。

矢崎委員

すいません。この問題については、本当に複雑というか個人差が本当にものすごくあるんですね。先程のご父兄の保護者の意見を聞いてみると、もう心配しだしたらね、もう全部休んじゃえと、きりがないですよ。そういうなかで、現在山梨県のなかにおいても、地域ごとに違うと。よって、なかなか先生のおっしゃるようにもし、学校教育としてここまで徹底してやっても、もう起きた時はまた全然別問題ですから、それでもって今どうしていくか、それでそれを自治体のしっかりした信念のもとにやらせていくということで結論をだして、何か対応があった時には、これこれこういうことでやりましたと、信念をもってやっていくしかないんじゃないですかね。で問題は、実際にやらせるということが一番大事と、私もおっしゃるとおりだと思いますので、それを皆で守るというふうに感じております。よって、よって休校ではなくてですね、後は、給食の関係者の話、それからせめて給食はちゃんとして、一日やるのか給食食べて帰るのか、そのへんの段階をどうするかという感じが私はいたします。以上です。

教育長

はい、ありがとうございます。はい、荻原委員。

職務代理者

私は前回入学式とか授業再開というところは、他の市町村でも始めたのでいいんじゃないかということで賛成の意見を申し上げたわけでありますけれども、国が緊急事態宣言を出して、山梨は関係ないといっても、行動が全て拘束されるわけではないので、その感染のリスクというのはかなりあるんじゃないかと思うんですね。で、山梨県内のなかでも南アルプス市が、非常にクローズアップされてますけれども、南アルプス市甲州市、これも交流があるわけですから危険性というのは非常に高まっているというふうに考えていいのではないかと思うんですね。この病気そのものの実態がよくわからないので、なんとも言えないのですけれども、ただちょっと怖さというかはかりしれない恐ろしさをこう感じるところがありますので、誰も出ないこと、それを一番願うわけでありますけれども、出来るだけそのリスクを、移動のリスクを少なくしたりするということは大事かなというふうに思っています。学校の再開については、他の市町村との足並みもあるかもしれませんけれども、甲州市だけが特別に菌がないという感じでもないかもしれませんので、ここは慎重にしていただきたいなというふうに思います。

教育長

で、先程も言ったように、今それぞれ委員さんの考え方については尊重していただきたいと思いますけれども、国の方針また、この後知事さんがどのような発信がされるかというようなことで、またそこを注視したいと思いますけれども。甲州市の今の現状については、先程課長はじめリーダー、指導主事もお話ししたとおりでございますので、そのへんのご理解をしていただきたいと思います。はい、課長。

教育総務課長

先程の委員の皆様からのご意見をいただきまして、甲州市といたしましては、現状ですね、教育関係者に感染者がいないということと先程から言われております、この地域で感染者が発生していないということも考えまして、甲州市としては学校を先生方の安心安全な管理のもとに再開するというかたちをとらせていただきました。また、万が一ですね、児童生徒が感染した場合は、全ての学校を休校とする。また、保護者の感染が確認された場合については対象校を休校とする、というようなことが日曜日校長会で話し合われました。でまた今日の夜、緊急事態宣言が地域を特定して発令されるというようなことのなかで、またなにかしら教育長もおっしゃってましたけれども、知事からコメントが出るかと思います。それを受けて市のほうでも対策本部を開催しましたり、それを受けて教育委員さんのほうでも対応を変えなければならないこともあるかと思いますけれども、しっかりと対応していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

教育長

その他ございますか。

永田委員

はい、ちょっと確認というか、先程の荻原委員さんのお話しとちょっと繋がるところもあるかと思うのですが。例えば、子どもが感染したという事例がでた、全国にと、それはもうダメだよと。子どもに出たらとにかく休校します。でその地域、家族にでたらその枠と対象は休校にする、というようなことの、そこの決定をするその場面っていうのは、極めて時間を短くスピード感をもって対応するということですよね。そういうことが、今課長さんの話のなかではそういう意味で言っているということですよね。

教育総務課長

はい、そうです。

永田委員

そういうことですね。わかりました。

矢崎委員

それからもうひとつ、些細なこと。今石川委員がおっしゃっていたマスクをやっていない子どもがいたという、なんでやっていないかということ。要するに、家庭にない或いは単純に忘れた、ということで、学校現場でよく子どものそういう実態をつかんでもらって、なければないなりに手当しなければならないということですからね。指導主事のほうから各現場に、校長先生がたにそのへんを把握していただいて、問題解決してほしいと思います。

教育総務課長

すいません。今矢崎委員さんからお話しのありましたマスクについてですけれども、基本はご家庭で用意してもらうというふうなことになります。市の備蓄のマスクのなかから、各学校にマスクを配布してございます。万が一子どもさんがマスクをご家庭で買いたいけれども買えない、というような場合もでてくると思います。うっかり忘れてしまったり、途中で汚してだめにしてしまったりという時には、学校で用意してあるマスクをお配りするというような状況でございます。

石川委員

あの、消毒液はどうでしょうか。消毒液みたいな備蓄はあるのでしょうか。

教育総務課長

消毒液についても、今現状だと学校のほうで対応しております。市のほうで、教育総務課のほうでも消毒液を健康増進課から紹介された業者のほうに、実際に限りがあるのですけれども、発注をさせていただいて、万が一学校で消毒液がなくなってしまった場合については、対応にはちょっと無理かもしれないですけれども補充をしていくというような対応をしていこうと考えております。

教育長

非常に厳しい選択をしていかないとなりませんが、これから出てくるんですけれども、2点の

変更をしっかりと備えるなかで、甲州市の現状をしっかりと追視しながら健康措置或いは授業の短縮を含めてそういうかたちを校長会とも連携しながらとっていくというふうなことで、学校教育についてはそういうようなかたちでよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

曖昧なところがありますけれど、しっかりと対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。あと時間になってしまいましたけれども、生涯学習課それから文化財課についての現状をですね、お話ししてほしいなと思います。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課からでございます。生涯学習課図書館施設につきましては、2月3月の初旬から各施設閉館をしております。昨日庁内での施設をもった担当課の情報検討会が開かれまして、この閉鎖期間を表には当然謳ってございますけれども、とりあえず昨日の時点でゴールデン後までに延長をいたしました。例外としまして、図書館につきましては、4月1日より電話・インターネット等の予約によるものだけの図書の貸し出しは実施しております。図書館の表で受け渡しをするような対応をとっております。また、返ってきた本等につきましては、少しだけになりますけれども、消毒をしてという対応を行っているものでございます。また地区公民館につきましては、地区公民館は地域の住民しか利用する機会がないという判断のもとで、地域住民のみで利用する場合はということで4月1日より利用再開をしているところでございます。これにつきましては、市内もし感染者が発生した場合につきましては、速やかに利用を停止するお願いをしていきたいと思います。それに伴いまして、全てのイベント等につきましてもゴールデンウィーク明けまでは中止又は延期という方向でございます。生涯学習課は以上でございます。

教育長

文化財課お願いいたします。

文化財課長

文化財課です。旧高野家住宅・宮光園等はですね、2月の或いは3月の上旬から全て当面の間 休館をしております。で1件、豪華列車の四季島ですけれども、この間先週の4日の土曜日と 今度の11日の土曜日は、試験運行ということできます。なお、それは関係者だけの列車とな りますので、そちらのほうだけはちょっと例外的な対応をいたしております。対応をするのも 原則もう3人程度で、最小限の人数でJRのほうも気を使ってくれてはいますので、それは今 後IRとの関係性もありますので、次の11日の土曜日までは受け入れてくれています。ただ 営業運航が、4月分が5日間、5月分が3日間用意されていたみたいですけれども、それは全 てキャンセルだという予定の連絡が入っています。あと1点、悩ましいのが釈迦堂遺跡博物館 のリニューアルが終わって、リニューアルオープンができないという状況になっておりまして、 当初4月の3日の日に竣工式をして、リニューアルオープンする予定だったものが、今4月の 29日の祝日ですね、に竣工式でオープンしたいということで調整をしているところですけれ ども、こういう状況ですのでどうなるかわからない。それにつきましては、両市長両教育長の なかでちょっとお話しいただくことなのかなというふうに思っております。ですので、チラシ までは印刷したのですけれども、破棄できない状況となっております。で、先日4月の2日の 日に、両市長或いはその両市議会委員が内覧会ということで公開といいますか、中を見ていた だいたことはあるんですけれども、それにしてもちょっと竣工式そのものは歴史あって形あっ てのものが行ってないということで、宙ぶらりんになっている状況ではあります。文化財課は 以上です。

教育長

はい、それでは生涯学習それから文化財課については、なにかありますか。よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 懸案事項等ありますけれども、またそんなことで対応してまいりたいと思います。それでは、

以上議事については終わりたいと思います。

教育総務課L ありがとうございました。それでは、以上をもちまして臨時の教育委員会を終了いたします。